

# 申告の受け付け

**還付申告のみ受け付け**  
**2/1(金)～2/15(金)**  
 市役所本庁舎3階第4会議室  
 各支所での受け付けは下記をご覧ください。  
 納め過ぎた所得税がある場合の申告です。  
 給与所得者や年金所得者の方で還付を受ける場合はこの期間内にお越しください。

市・県民税(住民税)申告の受付を実施します。確定申告(所得税の申告)が必要な場合は税務署での受付となりますが、申告期間中に限り市役所でも市職員による申告・相談を受け付けています。

**申告・相談の受け付け**  
**2/18(月)～3/15(金)**  
 市役所本庁舎3階第4会議室  
 各支所での受け付けは下記をご覧ください。  
 ※例年、最初と最後の週、14時ごろまでは大変混雑します  
 「収入が0」の場合は1階税務収納課でも受け付けできます

**受付時間** ※2月18日(月)以降は混雑しますので余裕をもってお越しください  
**9:00～11:00、13:00～16:30(土・日・祝を除く)**

## ■ 各支所での受け付けは…

- ▶ 収入が、給与・年金・雑所得・一時所得のみの方に限り受け付けます。
- ▶ 他の所得がある場合や、住宅借入金特別控除を受ける場合は本庁へお越しください。ただし、自動車などの運転ができず、本庁への来庁が困難な人(おおむね75歳以上の高齢の人、障害のある人など)は下記の日程で支所で受け付けます。
- ▶ 赤岡支所 2月21日(木)・2月22日(金)の午前
- ▶ 夜須支所 2月27日(水)・2月28日(木)の午前
- ▶ 香我美支所 3月5日(火)・3月6日(水)の午前
- ▶ 吉川支所 3月7日(木)の午前・3月8日(金)の午後



収支内訳書、医療費の明細書は事前に記入していないと受け付けできませんのでお忘れなく!  
 用紙は税務収納課、支所にあります。国税庁ホームページからもダウンロードできます。

## ■ その他必要なものは…

- ▶ 認印(市県民税の申告の場合)
- ▶ 利用者識別番号(お持ちの場合)
- ▶ 申告者本人のマイナンバーカード、または通知カード+免許証等
- ▶ 被扶養者・専従者のマイナンバーがわかるもの
- ▶ 代理人が申告する場合委任状(代理人が家族の場合は不要)
- ▶ 収入が証明できるもの  
 給与・年金の源泉徴収票、謝礼・報酬等の支払調書、個人年金・満期保険金等の支払証明書等、事業所得(営業・漁業・農業)・不動産所得の収支内訳書(事前に1年間の収入や必要経費を整理して記入したもの)等
- ▶ 控除が証明できるもの  
 生命保険、地震保険の控除証明書、寄付金の受領書等
- ▶ 配偶者(特別)控除…配偶者の所得が分かる資料  
 ※配偶者特別控除の控除額が給与所得者の合計所得金額区分別に税制改正されました。また、対象となる配偶者の合計所得金額は38万円超123万円以下(給与収入の場合2,016,000円未満)です
- ▶ 障害者控除…障害者手帳
- ▶ 医療費控除…医療費の明細書(事前に治療を受けた人ごとに、病院・薬局別に領収書を整理、計算して記入したもの)または医療費通知。  
 セルフメディケーション税制利用の場合は明細書と健康診断等一定の取り組みをしたことが分かるもの。



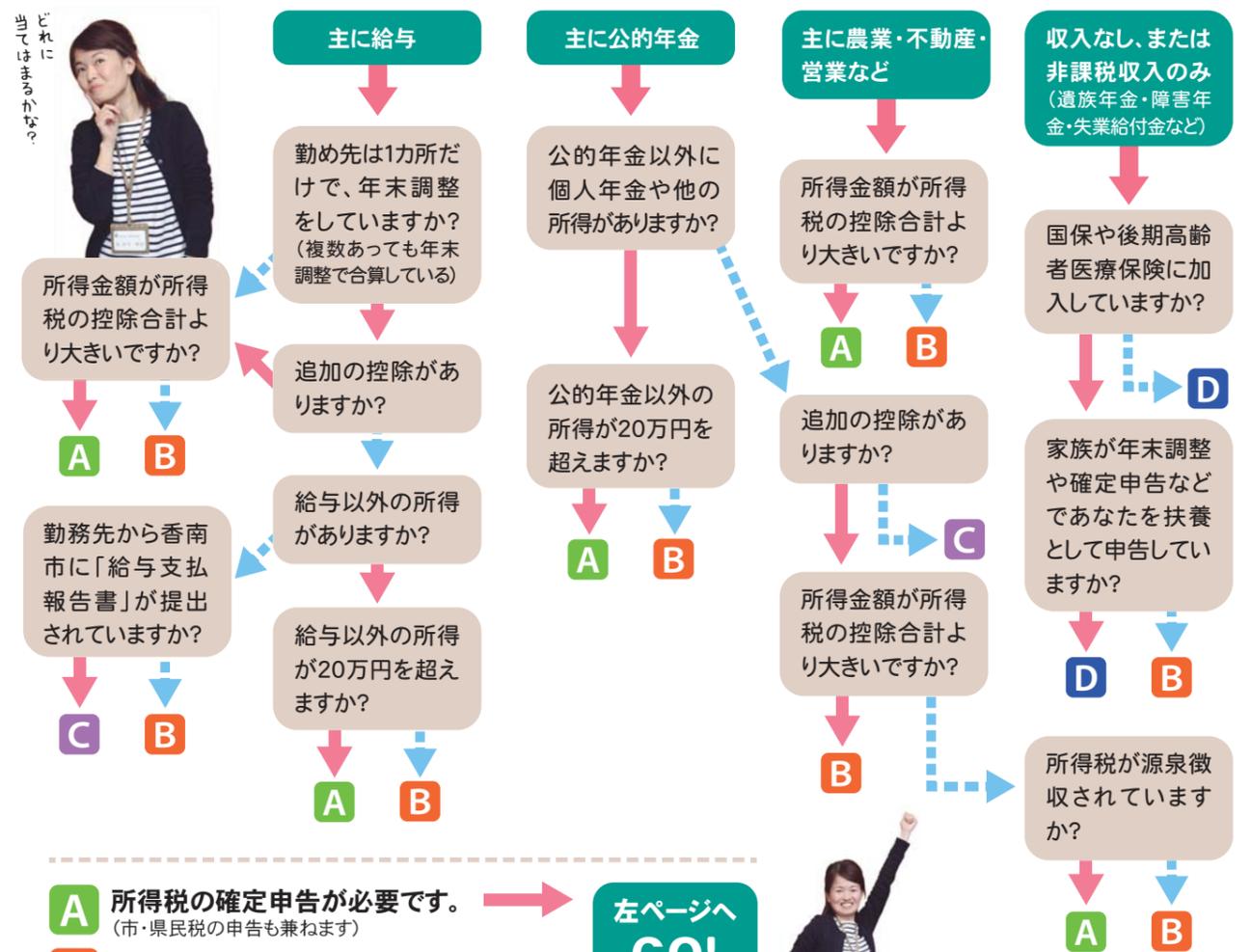
# お忘れなく! 申告の時期が 来ましたよ!



まずはかんたんチェック!  
**あなたは申告が必要?**



平成30年中にどのような収入がありましたか?



- A** 所得税の確定申告が必要です。(市・県民税の申告も兼ねます)
- B** 市・県民税の申告が必要です。
- C** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。
- D** 確定申告、市・県民税の申告は不要です。  
 ※市・県営住宅、子どもの保育園・幼稚園、ひとり親医療、障害者医療等サービスを利用する場合や所得証明書等が必要な場合は「収入0」の申告が必要です

左ページへ  
**GO!**



一般的な例を掲載しています。わからないことや不安なことなどがあれば、税務収納課へお問い合わせください。

## 確定申告は南国税務署へ!

**2/18(月)～3/15(金)** (土・日・祝を除く)  
**8:30～16:00** 混雑状況によって16時前でも終了する場合があります

電話で申告相談 ☎088-863-3215  
 1/18(金)～3/15(金)の8:30～17:00  
 ※土、日、祝は2/24(日)と3/3(日)のみ

税務署で長時間待つことがない!  
**e-Tax** インターネットやスマホでかんたん申告!

確定申告書は国税庁ホームページで簡単に作成できます。作成した申告書は印刷して税務署に郵送するか、e-Taxを利用して送信することができます。また、一部の還付申告がスマホでかんたんにできるようになりました。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。